

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例案に対する意見の申出について

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、知事から教育委員会の意見を求められましたが、急施を要したため、神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2項の規定により事務を臨時に代理し、異存のない旨申し出ましたので、同条第3項の規定により報告します。

令和3年11月26日提出

神奈川県教育委員会
教育長 桐谷次郎

教企第1218号

令和3年11月17日

神奈川県知事 殿

神奈川県教育委員会教育長

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する
条例案について（回答）

令和3年11月10日付け人第2536号で照会のありました標記のことについては、職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例案の内容により、条例改正の手続きを進めていただきたく回答します。

問合せ先

総務室人事グループ 伊大知

電話 内線 8034

行政部教職員企画課

企画労務グループ 齋藤

電話 内線 8138

人第 2536 号
令和 3 年 11 月 10 日

神奈川県教育委員会教育長 殿

神奈川県知事

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例について（照会）

職員の期末手当について所要の改正を行うため、職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例案を別紙のとおり令和 3 年第 3 回定例会に提案する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、これに関する貴委員会の意見をお聴きします。

○ 意見をお聴きする条例名

- ・ 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（第 1 条及び第 2 条関係）
- ・ 学校職員の給与等に関する条例（第 3 条及び第 4 条関係）
- ・ 任期付研究員の採用等に関する条例（第 5 条及び第 6 条関係）
- ・ 任期付職員の採用等に関する条例（第 7 条及び第 8 条関係）

問合せ先
組織人材部人事課
労務グループ 小山
内線 2180

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例(昭和32年神奈川県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に、「100分の62.5」を「100分の52.5」に改める。

第2条 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の92.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に、「100分の92.5」を「100分の100を」に、「100分の52.5」を「100分の57.5を」に改める。

(学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に、「100分の62.5」を「100分の52.5」に改める。

第4条 学校職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の92.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に、「100分の92.5」を「100分の100を」に、「100分の52.5」を「100分の57.5を」に改める。

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年神奈川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第6条 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第7条 任期付職員の採用等に関する条例(平成15年神奈川県条例第4号)の一部を次のよ

うに改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第8条 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

新旧対照表

○職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）（第1条関係・公布日施行）

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>第1条～第14条の3（略） （期末手当） 第15条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額（行政職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（人事委員会規則で定める職員に限る。第16条において「特定幹部職員」という。）にあつては<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）（略） 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」とする。 4～6（略） 第15条の2～第22条（略）</p> | <p>第1条～第14条の3（略） （期末手当） 第15条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額（行政職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（人事委員会規則で定める職員に限る。第16条において「特定幹部職員」という。）にあつては<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）（略） 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。 4～6（略） 第15条の2～第22条（略）</p> |

新旧対照表

○職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）（第2条関係・令和4年4月1日施行）

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>第1条～第14条の3（略） （期末手当） 第15条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額（行政職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（人事委員会規則で定める職員に限る。第16条において「特定幹部職員」という。）にあつては<u>100分の100</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）（略） 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>を」とあるのは「<u>100分の57.5</u>を」とする。 4～6（略） 第15条の2～第22条（略）</p> | <p>第1条～第14条の3（略） （期末手当） 第15条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額（行政職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（人事委員会規則で定める職員に限る。第16条において「特定幹部職員」という。）にあつては<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）（略） 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」とする。 4～6（略） 第15条の2～第22条（略）</p> |

新旧対照表

○学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）（第3条関係・公布日施行）

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>第1条～第18条の3（略） （期末手当） 第19条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（第20条において「特定幹部職員」という。）にあつては<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）（略） 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」とする。 4～6（略） 第19条の2～第29条（略）</p> | <p>第1条～第18条の3（略） （期末手当） 第19条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（第20条において「特定幹部職員」という。）にあつては<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）（略） 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。 4～6（略） 第19条の2～第29条（略）</p> |

新旧対照表

○学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）（第4条関係・令和4年4月1日施行）

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>第1条～第18条の3（略） （期末手当） 第19条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（第20条において「特定幹部職員」という。）にあつては<u>100分の100</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）（略） 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100を</u>」とあるのは「<u>100分の57.5を</u>」とする。 4～6（略） 第19条の2～第29条（略）</p> | <p>第1条～第18条の3（略） （期末手当） 第19条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（第20条において「特定幹部職員」という。）にあつては<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）（略） 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」とする。 4～6（略） 第19条の2～第29条（略）</p> |

新旧対照表

○任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号）（第5条関係・公布日施行）

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>第1条～第5条（略） （給与条例の適用除外等）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号。以下「任期付研究員条例」という。）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項及び給与条例第14条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例」と、同条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>第7条（略）</p> | <p>第1条～第5条（略） （給与条例の適用除外等）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号。以下「任期付研究員条例」という。）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項及び給与条例第14条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例」と、同条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>第7条（略）</p> |

新旧対照表

○任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号）（第6条関係・令和4年4月1日施行）

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>第1条～第5条（略） （給与条例の適用除外等）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号。以下「任期付研究員条例」という。）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項及び給与条例第14条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例」と、同条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>第7条（略）</p> | <p>第1条～第5条（略） （給与条例の適用除外等）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号。以下「任期付研究員条例」という。）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項及び給与条例第14条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例」と、同条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>第7条（略）</p> |

新旧対照表

○任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号）（第7条関係・公布日施行）

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>第1条～第7条 （給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定並びに学校職員給与条例第18条の2第1項及び第2項、第18条の3、第19条第2項並びに第27条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項及び学校職員給与条例第18条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の2第2項及び第14条の3並びに学校職員給与条例第18条の2第2項及び第18条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項及び学校職員給与条例第19条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項及び学校職員給与条例第27条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と、給与条例第21条第2項及び学校職員給与条例第27条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付職員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>第9条（略）</p> | <p>第1条～第7条（略） （給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定並びに学校職員給与条例第18条の2第1項及び第2項、第18条の3、第19条第2項並びに第27条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項及び学校職員給与条例第18条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の2第2項及び第14条の3並びに学校職員給与条例第18条の2第2項及び第18条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項及び学校職員給与条例第19条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項及び学校職員給与条例第27条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と、給与条例第21条第2項及び学校職員給与条例第27条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付職員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>第9条（略）</p> |

新旧対照表

○任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号）（第8条関係・令和4年4月1日施行）

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>第1条～第7条 （給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定並びに学校職員給与条例第18条の2第1項及び第2項、第18条の3、第19条第2項並びに第27条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項及び学校職員給与条例第18条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の2第2項及び第14条の3並びに学校職員給与条例第18条の2第2項及び第18条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項及び学校職員給与条例第19条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項及び学校職員給与条例第27条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と、給与条例第21条第2項及び学校職員給与条例第27条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付職員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>第9条（略）</p> | <p>第1条～第7条（略） （給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定並びに学校職員給与条例第18条の2第1項及び第2項、第18条の3、第19条第2項並びに第27条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項及び学校職員給与条例第18条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の2第2項及び第14条の3並びに学校職員給与条例第18条の2第2項及び第18条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項及び学校職員給与条例第19条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項及び学校職員給与条例第27条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と、給与条例第21条第2項及び学校職員給与条例第27条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付職員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>第9条（略）</p> |

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例案の概要

1 目的

令和3年10月14日の人事委員会勧告等を勘案して、期末手当の改定を行うため、所要の改正を行う。

2 内容

(1) 「職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例」及び「学校職員の給与等に関する条例」の一部改正

ア 令和3年12月に支給する期末手当の支給割合

| 職員の区分 | | 改正 | 現行 | (参考) 勤勉手当と改正後の 期末手当の平均支給月数計 |
|----------------|--------|------------|------------|--------------------------------|
| 再任用職員 以外の職員 | 一般の職員 | 100分の112.5 | 100分の127.5 | 2.075月 (現行2.225月) |
| | 特定幹部職員 | 100分の92.5 | 100分の107.5 | |
| 再任用職員 | 一般の職員 | 100分の62.5 | 100分の72.5 | 1.075月 (現行1.175月) |
| | 特定幹部職員 | 100分の52.5 | 100分の62.5 | |

イ 令和4年度以降の期末手当の支給割合

| 職員の区分 | | 支給月 | 支給割合 | (参考) 勤勉手当と改正後の 期末手当の平均支給月数計 | |
|----------------|--------|-----|-----------|--------------------------------|----------------------|
| 再任用職員 以外の職員 | 一般の職員 | 6月 | 100分の120 | 2.15月 | 年間4.3月 (現行4.45月) |
| | 特定幹部職員 | | 100分の100 | | |
| 再任用職員 | 一般の職員 | 12月 | 100分の67.5 | 1.125月 | 年間2.25月 (現行2.35月) |
| | 特定幹部職員 | | 100分の57.5 | | |

(2) 「任期付研究員の採用等に関する条例」及び「任期付職員の採用等に関する条例」の一部改正

ア 令和3年12月に支給する期末手当の支給割合

| 支給月 | 改正 | 現行 |
|---------|------------|------------|
| 令和3年12月 | 100分の157.5 | 100分の167.5 |

イ 令和4年度以降の期末手当の支給割合

| 支給月 | 支給割合 |
|-----------|------------|
| 6月 12月 | 100分の162.5 |

3 施行期日

2(1)ア及び(2)アについては、公布日施行。2(1)イ及び(2)イについては、令和4年4月1日施行。